

第 1 章 大学基準協会の獣医学教育評価の概要

第1章 大学基準協会の獣医学教育評価の概要

1 大学基準協会の沿革

大学基準協会（以下「本協会」といいます。）は、戦後間もない1947（昭和22）年、アメリカのアクレディテーション団体をモデルに、46の国・公・私立大学を発起校として設立されました。本協会は、設立趣旨を「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」こととし、設立当初から現在に至るまで、会員の会費で運営されている自立的な大学団体です。

本協会は、この設立趣旨のもと、1947（昭和22）年7月に「大学基準」を設定しました。これは、大学を設置する際の最低要件を定めるものであるとともに、会員大学が自主的かつ相互にその質を高めていくための「向上基準」として誕生したものです。1951（昭和26）年には、このような設立趣旨を具現化するために、本協会への加盟を希望する大学が正会員としての適格性を有しているかどうかを判定する「適格判定」制度を開始し、以後、本協会はわが国の大学の質的向上に資するべく活動をしてきました。

その後、1996（平成8）年になると、各大学が実施する自己点検・評価を基礎とする新たな「大学評価」制度、すなわち、正会員になるための加盟判定審査と、正会員に対し定期的実施する相互評価を導入しました。これにより、本協会は、各大学がそれぞれの特色を活かして発展できるよう、各大学の理念・目的を尊重した評価を目指してきました。

2 大学基準協会と認証評価制度

2002（平成14）年の学校教育法改正に伴い、2004（平成16）年度以降全ての大学、短期大学及び高等専門学校は、その教育・研究等の総合的な状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を7年以内の周期で受けることが法的に義務づけられました（「認証評価制度」）。この制度が導入されるにあたって、本協会はわが国で最初の機関別認証評価機関として認証され、本協会が実施する大学評価が認証評価として機能することになりました。

また、同法の改正は、2004（平成16）年度以降、専門職大学院についてもその教育活動等の状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を5年以内の周期で受けるよう義務づけました。本協会が専門職大学院認証評価を実施することへの期待や社会的要請を踏まえ、2007（平成19）年2月には、まず法科大学院の認証評価機関となりました。それ以降、経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、公衆衛生系専門職大学院、知的財産専門職大学院及びグローバル・コミュニケーション系専門職大学院の認証評価機関として認証を受けるに至っています（2016（平成28）年時点）。

3 大学基準協会と獣医学教育

本協会は、設立直後、連合国軍総司令部公衆衛生福祉部（PHW）の下に設置された各種審議会と協力し、専門分野ごとの分科教育基準の策定に着手しました。「獣医学教育に関する基準」は、医学、歯学、薬学より早く1947（昭和22）年12月に、さらに「獣医学に関する大学院基準」も1988（昭和63）年に策定されました。これら両基準は、獣医学教育関係者の熱意にも支えられ、数回の改定を重ねて現在に至っています。

2011（平成23）年3月に、文部科学省「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が、(1)モデル・コア・カリキュラムと(2)共用試験の実施、(3)教育の国際共通性を担保するための共同教育課程の設立、そして教育内容の改善を目指した(4)第三者機関による教育評価の実施を求める意見を公表すると、獣医学教育学士課程を擁する全国16大学はその実現に向けた大規模な教育改革に取り組み始めました。

上記16大学の代表者で構成される「全国大学獣医学関係代表者協議会」は、獣医学教育に関する基準作成の実績に加え、豊富な大学評価・専門職大学院認証評価の実績もあるとの経緯から、本協会に獣医学教育の第三者評価を依頼しました。

これを受けて本協会は、2014（平成26）年に評価基準案等を策定し、翌2015（平成27）年に2大学の協力を得て試行評価を行いました。試行評価の結果を踏まえ、2017（平成29）年度に獣医学教育評価を正式に開始することとしました。

4 獣医学教育評価の目的

本協会が獣医学教育の第三者評価を実施する目的は、獣医学教育学士課程の水準の向上をはかるとともに、評価を通じて獣医学教育学士課程の質を社会に対して広く保証することにあります。これらの目的を遂行するために本協会は以下の活動を行います。

- ① 獣医学教育学士課程の第三者評価のための「獣医学教育に関する基準」の策定。
- ② 書面評価及び実地調査を通じた「獣医学教育に関する基準」への適合認定。
- ③ 「改善報告書」のチェックを通じた獣医学教育学士課程への継続的な支援。

5 獣医学教育評価の基本方針

認証評価は、制度上、大学の自己点検・評価結果の分析、実地調査の実施、その他適切な方法によるものとされています（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令）。獣医学教育評価は法定の認証評価ではないものの、基本的には本協会が行う認証評価を参考にして構築した方法によって行います。

ただし、獣医学教育評価では、評価を受ける獣医学教育学士課程は、自己点検・評価報告書の作成ではなく、所定の様式である「自己点検・評価ワークシート」を利用して自己点検・評価を行い、評価者がそのワークシートに基づく書面評価と実地調査の結果に基づく評価を総合して行います。この点が本協会では実施する認証評価手続きと異なっています。

獣医学教育学士課程は、わが国の教育制度下にある大学の一課程として、教育基本法以下の様々な法令のもとに設置されています。評価にあたっては、これらの法令が遵守されているかに留意しながら、本協会が独自に設定する「獣医学教育に関する基準」（資料1）への適合を判断し、判定を行います。

6 評価対象及び評価の周期

本協会の獣医学教育評価では、完成年度を経過した、わが国に設置されるすべての国・公・私立大学獣医学教育学士課程を評価の対象とします。

また獣医学教育評価においては、獣医学教育学士課程は、最初の評価を受けた後は7年以内ごとに次の評価を受けるものとします。

7 獣医学教育に関する基準

「獣医学教育に関する基準」は、獣医学教育学士課程の質の維持・向上を目的とし、本協会の獣医学教育評価を行うために設定したものです。

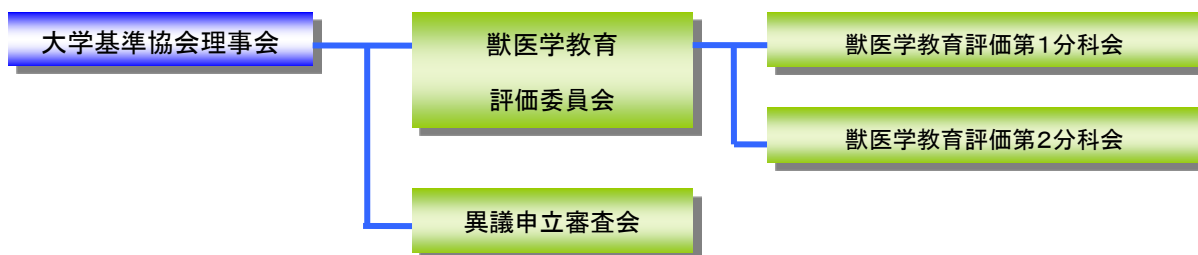
「獣医学教育に関する基準」の策定にあたっては、本協会の大学評価における長年の経験を、できるかぎり獣医学教育評価でも活かすことを基本姿勢としています。したがって、獣医学教育に課せられた使命に基づき各獣医学教育学士課程が掲げる目的を尊重し、その目的の達成のためにどのような努力が払われ、成果をあげているのかという点を重視して評価を行うことを基本としています。つまり、単に獣医学教育学士課程が法令要件を遵守しているかどうかを評価するのではなく、獣医学教育の改善と質の向上のための支援を行うことを目的としています。

獣医学教育学士課程を設置している大学が獣医学教育評価を申請するにあたっては、この「獣医学教育に関する基準」に基づいて作成された「自己点検・評価ワークシート」を作成し、本協会に提出する必要があります。

8 評価組織・体制

評価の組織・体制は以下のとおりです。

獣医学教育評価の組織図



(1) 獣医学教育評価委員会

獣医学教育評価委員会は、本協会の獣医学教育評価を実施する中心的組織で、委員長及び副委員長を含め、8名以内の委員で構成されます。その内訳は、獣医学教育学士課程を設置する大学から推薦された教員の中から理事会が選出した委員5名、獣医師資格を有する者の中から理事会が選出した2名、同じく理事会選出による外部有識者1名です。

(2) 獣医学教育評価分科会

獣医学教育評価分科会は、獣医学教育評価委員会の下部組織として、評価の申請ごとに設置します。各分科会は、主査を含め、原則として3名で構成されます。その内1名は獣医臨床系の教員又はその経験者です。なお、共同教育課程を構成する2大学は、ともに同じ分科会が担当します。

9 評価のプロセス

獣医学教育評価のプロセスの概要は以下のとおりです。

(1) 獣医学教育学士課程による「自己点検・評価ワークシート」の作成

本評価を申請する獣医学教育学士課程は、「獣医学教育に関する基準」に基づき設定された項目ごとに自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価ワークシート」に取りまとめ、ワークシートを裏付けるための根拠資料とともに、指定期日までに本協会に提出します。

(2) 書面評価及び実地調査

書面評価は、申請大学から提出される「自己点検・評価ワークシート」とそれを裏づける資料をもとに行われます。

実地調査は、書面評価を踏まえて行われます。申請大学の施設・設備や教育・研究の状況を直接確認するほか、その運営に責任を持つ関係者と面談し、教育・研究に取り組む姿勢を確認する

ことによって、評価結果の正確性・妥当性を確保するに十分な情報・資料等を収集することを目的としています。

書面評価、実地調査の作業は、獣医学教育評価分科会が行います。分科会における評価作業の結果は、「分科会報告書」として取りまとめられます。

(3) 「評価結果（委員会案）」の提示及び同案に対する意見申立

獣医学教育評価委員会は、分科会が書面評価と実地調査を通じて作成した「分科会報告書」をもとに「評価結果（委員会案）」を作成し、これを当該申請大学に送付します。当該申請大学は、「評価結果（委員会案）」に事実誤認等がある場合に、獣医学教育評価委員会に対して意見申立をすることができます。意見申立があった場合、獣医学教育評価委員会はその意見の妥当性を検討し、その結果を踏まえ「評価結果（最終案）」を作成します。

(4) 理事会による最終決定

理事会は、獣医学教育評価委員会の決定を尊重しつつ慎重に審議し、評価結果に関する最終決定を行います。

(5) 異議申立

評価の結果、「獣医学教育に関する基準」に適合していないと判定された申請大学は、その判定の取消しを求めて異議申立を行うことができます。

申立があった場合、獣医学教育評価委員会とは独立して設置されている異議申立審査会が、判定の基礎となっている事実に関して、誤認があるかないかを審査します。理事会はその審査結果を踏まえ、「評価結果」を再度審議し、最終決定します。

10 「評価結果」の公表

理事会において「評価結果」を最終決定すると、その結果を申請大学に通知するとともに、本協会ホームページ等を通じて公表します。

11 認定証・認定マーク

評価の結果、本協会の「獣医学教育に関する基準」に適合していると認定された申請大学の教育学士課程には、認定証及び認定マークが交付されます。各獣医学教育学士課程は、この認定マークをホームページや刊行物等に掲載することで、自己点検・評価に取り組んでいること、本協会から一定の質が保証されていることを広く社会にアピールすることができます。

<認定マーク>



SCHOOL OF VETERINARY MEDICINE
ACCREDITED
20XX.4~20XX.3

12 改善報告

本協会の獣医学教育評価の特徴のひとつとして、評価後の改善状況を確認して、獣医学教育学士課程の改善・改革を継続的に支援することがあります。具体的には、申請大学の獣医学教育学士課程に対して、本協会が「評価結果」において提言として付した「勧告」及び「検討課題」について改善状況を取りまとめた「改善報告書」を、評価実施年度から4年目の7月までに作成し、提出することを求めます（※詳細は、「第2章5（1）改善報告書の提出」をご参照ください）。

本協会の獣医学教育評価委員会は、「改善報告書」に記された改善状況に対して検討を行います。本協会は、理事会の承認を経てその結果を当該大学に通知します。

13 評価手数料

申請大学は、指定の期日までに評価手数料を納入する必要があります（※本協会ホームページに掲載しております「公益財団法人大学基準協会評価手数料に関する規程」をご参照ください）。